

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 5 月 20 日～平成 30 年 5 月 19 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：妊娠中及び出産後の従業員の健康管理や相談窓口の設置

【対策】

- 1.平成 27 年 5 月～母性健康管理についての情報収集・相談役の選定
- 2.平成 27 年 6 月～相談窓口設置、紙面による社員への周知

目標 2：子どもの出生当日、翌日、退院日における父親の休暇取得制度の導入

【対策】

- 1.平成 27 年 5 月～検討開始、業務体制の見直し
- 2.平成 27 年 6 月～制度の導入、紙面による社員への周知